	連絡提携 イ　福島県公共図書館協会との協力 ロ　福島県読書推進運動協議会への支援 福島県学校図書館協議会との連携 ハ　その他行政機関への呼びかけ

①　昭和３６年6月２７日に行なわれた監査概評について触れておきたい。

「管理運営の面においては適切であると認められるが，前年度より利用者数及び貸出図書冊数が減少しているのは，利用統計方法の変更とブックモビールの運行コースの変更等によるためであることを了承する。

なお，利用者の大部分は学生及びいわゆる白線浪人であるから，一般社会人に対する読書普および図書館施設利用の方法について，一段の努力を願いたい。

係員…特に奉仕係は文字どおり奉仕者であるから，気分の上でも環境の上でも今後一層のサービスを要望したい。

経理関係もおおむね良好と認められるが，細かいことについて二，三注意を要する点について，事務局長から申しのべることにする。以下略」

この概評は大きく別けると，管理運営の面と経理執行の面の二つになり，管理運営の面では更に三つに細分される。

イ　利用者数と利用図書数が減った。
　　しかしこれは利用統計のやり方及びブックモビールの運行計画が変更されたからで，この点はわかった。

ロ　それにしても本館の利用者は大部分が学生と白線浪人であるから，もっとサービスの方向を一般社会人に向けてほしい。

ハ　係員は文字どおり奉仕者であるから，精神的な面でも環境の盛りあげを願いたい。

たしかに，昭和３５年度は昭和３４年度よりも，利用者及び利用冊数が減った。その最大の理由は，静かな環境をつくるために，「定員制」を設けて，定員に到達すると入館を断わったからである。この方式は利用者の新陳代謝をさまたげ，一度入館したらその席を新しい利用者に譲ろうとしなかった。

だが，利用者数とか利用図書数の増減にかかわりなく，一般社会人の利用が非常に少ない。これに対してはどういう対策をとっているのか。

もう一つ，サービス精神という面で反省の余地はなかろうか。

②　昭和３６年度の予算の一部を昭和３５年度に繰上げて，約５０人分の閲覧用の机と椅子を造っていただいた。

その結果は，昭和３６年４月から１１月までの一日平均３８４人となり，昭和３５年度の一日平均３３５人に比して４９人の増となっている。これは丁度増加した椅子の数に匹敵している。

そこで昭和３６年１２月から古い机や椅子をもち出して，一つは展示室をにわか閲覧室となし，もう一つは特別参考室を一般社会人に開放した。殊に特別参考室の机は，教育調査研究所等からの借物である。これは１２月から３月までの受験生のために臨機応変の措置をとったわけであるが，昭和３７年３月１１日現在で１２月から今までの一日平均６３１人となり，昨年度の３３５人に比較すると，２９６人の増である。

工夫はすべきものではあるが，同時に混雑をまねいたことは申しのべるまでもない。

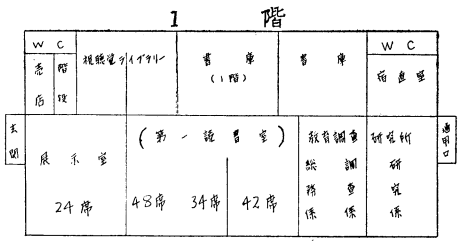

③　昭和３６年８月２８日次のような諮問を行なったところ，図書館協議会から昭和３６年１０月１３日付で別表のよな答申案を得た。

（諮問事項）

学生層の館内利用の増加に伴なう設備の充実とその限界について

（答申案）

福島県立図書館は，創設以来福島市立図書館的な性格を内包しているために，戦後（昭和２５年）図書館法の制定を見，多くの市立図書館が極めて活発な活動を展開している今日においても，依然として「県立にして市立」図書館的な二重性格を払拭できないでいるように見受けられる。

でき得るならば，郡山市や会津若松市のように，福島市にも市立図書館が設置されることが，たいへん望ましいことであるが，もしそれが早急に実現不可能であるとすれば，県立図書館の開館時間を延長して，主に福島市に住む一般社会人及び学生諸君を対象として落着いて勉強できる環境をととのえ，昼間における利用者の緩和をはかることも大切なことと思われる。

ただし，開館時間の延長に伴なう費用，並びに若干の資料費等については，福島市に負担していただくよう希望したい。

なお，直接学生諸君のためには，学校図書館を整備し，特に学校図書館で働らく司書及び司書補の身分を確立して，放課後も学生諸君が充分に利用できるよう県立図書館においても側面から協力し，併せて学校図